

東北文化学園大学学則

「平成11年3月10日」

「理事会制定」

目次

第1章 総則

- 第1節 目的等（第1条－第1条の2）
- 第2節 自己点検及び自己評価（第2条）
- 第3節 組織（第3条－第6条）
- 第4節 職員及び組織の長（第7条－第11条）
- 第5節 大学運営会議及び教授会（第12条－第14条）
- 第6節 学年、学期及び休業日（第15条－第17条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
- 第2節 入学（第20条－第25条）
- 第3節 教育課程の編成、履修方法等（第26条－第35条）
- 第4節 留学、休学、復学、除籍、退学及び転学（第36条－第42条）
- 第5節 卒業及び学位授与（第43条・第44条）
- 第6節 賞罰（第45条－第47条）
- 第7節 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費
（第48条－第56条）

第3章 補則

- 第1節 科目等履修生、研究生、受託生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留
学生（第57条－第62条）
- 第2節 公開講座等（第63条）
- 第3節 厚生施設（第64条）
- 第4節 規則等への委任（第65条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 東北文化学園大学（以下「本学」という。）は、新しい時代が求める医療・福祉、経済開発・地域経営及び応用情報・環境工学の分野での確固たる専門技術と広く豊かな視野を身につけて、地域社会の発展に進んで協力し、それを通じて国家と人類社会の発展に貢献する人材の育成を目的とし、そのための教育研究を行う。

(名称及び位置)

第1条の2 本学は、東北文化学園大学と称する。

2 本学の位置は、宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番1号とする。

第2節 自己点検及び自己評価

(自己点検及び自己評価)

第2条 本学の教育研究の水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検及び自己評価を行うものとする。

2 自己点検及び自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(学部)

第3条 本学に、次に掲げる学部を置く。

医療福祉学部

総合政策学部

科学技術学部

2 前項の学部に置く学科並びに専攻の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
医療福祉学部	リハビリテーション学科	人	人	人
	理学療法学専攻	80		320
	作業療法学専攻	60		240
	言語聴覚学専攻	40		160
	視覚機能学専攻	40		160
	看護学科	80		320

	保健福祉学科			
	保健福祉専攻	90	10	380
	生活福祉専攻	30		120
	計	420	10	1,700
総合政策学部	総合政策学科	155	20	660
科学技術学部	知能情報システム学科	50	10	220
	建築環境学科	50	10	220
	計	100	20	440
合 計		675	50	2,800

3 学部及び学科の人材養成その他の教育研究上の目的については、次に掲げるとおりとする。

(1) 医療福祉学部は、広い教養と豊かな人間性を有し生命の尊厳に対し深い理解を示す能力を養うとともに、医療福祉分野の専門能力を備えた専門職としての自覚を持ち、積極的な行動のできる人材を育成することを目的とする。

① リハビリテーション学科は、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視覚機能学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の人材を育成する。

② 看護学科は、看護学、保健学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師の人材を育成する。

③ 保健福祉学科は、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉に関わる各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれに十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担う専門能力及び豊かな人間性を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、福祉援助等に係る人材を育成する。

(2) 総合政策学部総合政策学科は、社会科学、人文科学及びその他の関連する分野を総合的に学び、研究することにより、変化する社会環境を的確に分析し、対応する能力を身に付け、社会経済の変化に対する先見性、自立した事業運営力、地域活性化に貢献する情報発信力、国際社会で活躍する能力、豊かな教養と人間性をもった人材を育成する。

(3) 科学技術学部は、実践的教育に基づき、科学技術に関わる深い見識と高度の技術力を身につけることに加えて、高い倫理観と豊かな創造力、多面的な分析力と協調性、実社会における具体的な問題把握力と解決能力をもつ人材の育成を目的とする。

① 知能情報システム学科は、情報ネットワーク、マルチメディア、ロボットメ

カトロニクス、医用工学の各分野について、実践的技術力の修得に加え、幅広く基礎知識を教授し自在な応用力と豊かな発想力を身につけた高度情報化社会に対応できる人材を育成する。

- ② 建築環境学科は、健康・福祉住環境、設備・環境工学、建築・インテリア工学の各分野を核として、環境・空間構成技術の獲得とその実践をとおして、充実した基礎教育と時代に適合した先端教育を行い、人間生活と環境の適正な関係の改善に寄与できる人材を育成する。

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関する事項については、東北文化学園大学大学院学則で定める。

(総合情報センター)

第4条 本学に、総合情報センターを置く。

(教育支援センター)

第4条の2 本学に、教育支援センターを置く。

(地域連携センター)

第4条の3 本学に、地域連携センターを置く。

(事務局)

第5条 本学に、事務局を置く。

(健康管理センター)

第6条 本学に、健康管理センターを置く。

第4節 職員及び組織の長

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 本学に、副学長又は学長補佐を置くことができる。

- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第7条の2 本学に、客員教授を置くことができる。

(学部長)

第8条 各学部に、学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

(学生部長)

第9条 本学に、学生部長を置き、教授をもって充てる。

(教学部長)

第9条の2 本学に、教学部長を置き、教授をもって充てる。

(総合情報センター長)

第10条 総合情報センターに、センター長を置き、教授をもって充てる。

(教育支援センター長)

第10条の2 教育支援センターに、センター長を置き、教授をもって充てる。

(地域連携センター長)

第10条の3 地域連携センターに、センター長を置き、教授をもって充てる。

(健康管理センター所長)

第11条 健康管理センターに、所長を置く。

第5節 大学運営会議及び学部教授会

(大学運営会議)

第12条 本学に、大学の運営管理に関する重要事項を審議するため大学運営会議
(以下「運営会議」という。)を置く。

(構成員)

第13条 運営会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 副学長又は学長補佐
- (3) 研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 学生部長
- (6) 教学部長
- (7) 総合情報センター長
- (8) 教育支援センター長
- (9) 地域連携センター長
- (10) 事務局長
- (11) 学長が必要に応じて指名する教授 若干人

2 学長は、運営会議を招集し、議長となる。

3 運営会議は、次に掲げる事項を審議し、学長の決定に資する。

- (1) 大学及び大学院の規程及びこれに準ずるものの制定並びに改廃に関する事項
- (2) 大学及び大学院の機構の改変に関する事項
- (3) 大学の学部及び大学院の研究科の新設並びに改廃に関する事項
- (4) 大学及び大学院の予算その他の重要な学務に関し学長から諮問された事項
- (5) 大学及び大学院の教員の選考及びその基準に関する事項
- (6) 大学及び大学院の学生の定員に関する事項
- (7) 大学及び大学院の教育課程に関する事項

- (8) 大学及び大学院の学生の賞罰に関する事項
- (9) 大学及び大学院の学生の厚生補導及び身分に関する重要事項
- (10) 名誉教授称号授与に関する事項
- (11) 理事長から学長に諮問された事項
- (12) 大学の学部、大学院の研究科その他の機関の連絡調整に関する事項

4 その他運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第14条 本学の各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の専任の教授をもって構成し、学部長が招集して議長となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長は別に定めるところにより、准教授を構成員に加えることができる。
- 4 教授会は、次に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たって意見を上申するものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前号に掲げるものの他、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項
- 5 教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 前4項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 前条の学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号までの休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の開学記念日 4月27日
- (4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 学長は、必要に応じ臨時に授業を中止又は変更することができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 医療福祉学部、総合政策学部及び科学技術学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第25条第1項の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学資格)

第20条 本学に、入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学の時期)

第21条 本学の入学の時期は、毎年学年の初めとする。ただし、前条第3号に規定する者については、学期の初めとすることができる。

(入学の出願)

第22条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第23条 本学に、入学を志願する者については、選考の上、各学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第24条 前条の選考によって入学を決定された者は、所定の期日までに入学に必要な手続をしなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、学年の初めで、当該学部の収容定員に余裕のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長は、当該学部の相当年次に編入学、転入学及び再入学を許可することができる。ただし、医療福祉学部保健福祉学科生活福祉専攻への編入学及び転入学は認めない。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に一定期間在学し所定の単位を修得した者。なお、再入学を志願する場合にあって、本学在学期間中に授業料等の未納を有する場合は完済した者
- (2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(転学部等)

第25条の2 学生が、他の学部又は同一学部内の他の学科若しくは専攻に、転学部又は転学科若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、受入れ学部教授会の議を経て、学長は、転学部等を許可することができる。ただし、医療福祉学部リハビリテーション学科理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻及び視覚機能学専攻並びに保健福祉学科生活福祉専攻への転学部等は認めない。

2 転学部等に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程の編成、履修方法等

(授業科目)

第26条 本学の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他の必要な事項は、別に定める。

(履修授業科目の承認)

第27条 学生は、学年の初めに履修を希望する授業科目を届け出て承認を得なければならない。

(1年間の授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業方法)

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 1単位の計算の基礎となる授業時間については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(単位の認定及び成績の評価)

第30条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、演習、実験、実習及び実技は、平常の成績による。

2 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C及びDの5種とし、その評点は、100点を満点として次のとおり定める。

S	90点以上	}	合格
A	80点以上90点未満		
B	70点以上80点未満		
C	60点以上70点未満		
D	60点未満		不合格

(試験)

第31条 試験は、原則として学期末に行う。

(他学部の授業科目の履修)

第32条 学生は、所属する学部以外の学部が開設する授業科目を履修しようとするときは、その学部の長の承諾を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、大学が協議をした他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の長の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき、学生が修得した他の大学又は短期大学の授業科目の単位については、60単位を超えない範囲でその学部で修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

4 第25条の規定により編入学、転入学及び再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学部長が決定するものとする。

第4節 留学、休学、復学、除籍、退学及び転学

(留学)

第36条 外国の大学に留学を志願する者は、あらかじめ所属する学部長に申請し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の外国の大学で履修した授業科目の修得単位は、60単位を限度として、卒業要件単位に認定することができる。

3 第1項の留学期間は、第18条に規定する修業年限及び第19条に規定する在学年限に含めることができる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を具して学部長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため前項の許可を受けようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認められる者については、学部長からの上申により、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、継続して2年を、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第19条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第39条 休学期間が満了した者は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学することができる。

3 第1項の規定により復学するときは、あらかじめ学部長に申請し、学長へ届け出なければならない。

4 第2項の規定により復学しようとするときは、あらかじめ学部長に申請し、学長へ願い出なければならない。

5 疾病のため休学した者が復学するときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 休学の期間を超えてなお復学しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(退学)

第41条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を付して、学部長に申請し、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第42条 他の大学へ入学又は転学を願い出ようとする者は、学部長に申請し、学長の許可を受けなければならない。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第43条 本学に、4年以上在学して第26条に掲げる所定の授業科目の単位を修得した学生の卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位授与)

第44条 本学の学部を卒業した者には、学部及び学科に応じて、次のとおり学士の学位を授与する。

医療福祉学部	リハビリテーション学科	
	理学療法学専攻	学士 (理学療法学)
	作業療法学専攻	学士 (作業療法学)
	言語聴覚学専攻	学士 (言語聴覚学)
	視覚機能学専攻	学士 (視覚機能学)
	看護学科	学士 (看護学)
	保健福祉学科	
	保健福祉専攻	学士 (保健福祉学)
	生活福祉専攻	学士 (保健福祉学)
総合政策学部	総合政策学科	学士 (総合政策学)
科学技術学部	知能情報システム学科	学士 (工学)
	建築環境学科	学士 (工学)

第6節 賞罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会及び運営会議の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び運営会議の議を経て、学長が懲戒をするものとする。

(処分)

第47条 前条の懲戒処分は、謹慎、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費

(入学検定料)

第48条 本学に、入学を志願する者は、別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 本学に、科目等履修生、研究生、受託生及び聴講生を志願する者は、別表第3に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第49条 本学に、入学を許可された者は、別表第2又は別表第3に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第50条 学生は、別表第2に定める授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）を納付しなければならない。

2 科目等履修生、研究生、受託生及び聴講生は、別表第3に定める入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費を納付しなければならない。

(授業料等の納付期)

第51条 授業料等は、次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納又は分納を認めることがある。

前期分 4月中

後期分 10月中

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第52条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第53条 休学を許可され、又は命ぜられた者は、休学した月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第54条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料

等を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第55条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(納付した入学検定料等)

第56条 既納の入学検定料、入学金、授業料等は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学を辞退した者から所定の期間内に返還請求があった場合は、既納の授業料等は返還することができる。

第3章 補則

第1節 科目等履修生、研究生、受託生、聴講生、特別聴講学生 及び外国人留学生

(科目等履修生)

第57条 学長は、本学において行う授業科目の履修を志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第58条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(受託生)

第59条 学長は、本学において、地方公共団体、法人等の長から当該職員に係る特定の専門事項について研究指導の依頼があるときは、各学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、受託生として入学を許可することができる。

2 受託生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第60条 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第61条 学長は、他の大学の学生又は外国の大学等の学生で、本学において、授業科目の履修を志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない限り、選考

の上、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第62条 学長は、外国人で、本学において、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 公開講座等

(公開講座等)

第63条 本学は、広く地域社会に生涯学習等の機会を提供するため、公開講座その他の大学開放の事業を行うことがある。

2 公開講座その他の大学開放事業に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 厚生施設

(厚生施設)

第64条 本学に、食堂、学生相談室その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 規則等への委任

(規則等への委任)

第65条 この学則及び別に定めのあるもののほか、本学の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年8月11日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成11年10月13日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成12年3月8日から施行し、改正後の別表第1（第26条関係）＜科学技術学部・環境計画工学科＞の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行し、改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻＞及び＜医療福祉学部・保健福祉学科・生

活福祉専攻>の規定は、平成12年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）の規定は、平成15年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、各学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成14年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。
- 3 改正後の別表第2（第48条～第50条）の規定は、平成15年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成15年9月10日から施行し、改正後の別表第1（第26条関係）<科学技術学部・環境計画工学科>の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、改正後の別表第1（第26条関係）<総合政策学部・総合政策学科>及び<科学技術学部・応用情報工学科>の規程は、平成16年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、各学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成15年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

この学則は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）<総合政策学部・総合政策学科>の規定は、平成17年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成16年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）<科学技術学部・コンピュータサイエンス学科>及び<科学技術学部・住環境デザイン学科>の規定は、平成18年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と

認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成17年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻＞、＜医療福祉学部・保健福祉学科・生活福祉専攻＞、＜医療福祉学部・保健福祉学科・精神保健福祉専攻＞及び＜総合政策学部・総合政策学科＞の規定は、平成18年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成17年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・理学療法学専攻＞及び＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・作業療法学専攻＞の規定は、平成19年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成18年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 科学技術学部コンピュータサイエンス学科及び住環境デザイン学科は、改正後の第3条第2項にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表第1（第26条関係）＜科学技術学部・知能情報システム学科＞及び＜科学技術学部・人間環境デザイン学科＞の規定は、平成20年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成19年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。
- 4 改正後の別表第2（第48条～第50条）の総合政策学部総合政策学科の授業料等については、平成20年度の入学者から適用する。また、編入学者に関しては、平成22年度の編入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・作業療法学専攻＞、＜医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻＞、＜医療福祉学部・保健福祉学科・生活福祉専攻＞及び＜医療福祉学部・保健福祉学科・精神保健福祉専攻＞の規定は、平成21年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成20年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成20年9月25日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部保健福祉学科保健福祉専攻＞、＜医療福祉学部保健福祉学科生活福祉専攻＞、＜医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻＞の規定は、平成21年度入学者、編入学者、転入学者、転学部者、転学科者及び転専攻者から適用する。
- 3 改正後の別表第1（第26条関係）＜科学技術学部・人間環境デザイン学科＞の規定は、平成20年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・理学療法学専攻＞及び＜科学技術学部・知能情報システム学科＞の規定は、平成21年度の入学者から適用する。ただし、別表第1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成20年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 医療福祉学部保健福祉学科精神保健福祉専攻は、改正後の学則にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・理学療法学専攻＞＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・作業療法学専攻＞の規定は、平成22年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、

学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成21年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻＞の規定は、平成22年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成21年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜総合政策学部・総合政策学科＞の規定は、平成22年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成21年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・看護学科＞の規定は、平成22年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・言語聴覚学専攻＞及び＜医療福祉学部・看護学科＞の規定は、平成24年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成23年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）＜医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻＞の規定は、平成24年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成23年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）〈医療福祉学部・リハビリテーション学科・理学療法学専攻〉〈医療福祉学部・リハビリテーション学科・作業療法学専攻〉〈医療福祉学部・リハビリテーション学科・言語聴覚学専攻〉〈医療福祉学部・リハビリテーション学科・視覚機能学専攻〉〈医療福祉学部・看護学科〉〈医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻〉〈医療福祉学部・保健福祉学科・生活福祉専攻〉〈総合政策学部・総合政策学科〉〈科学技術学部・知能情報システム学科〉〈科学技術学部・人間環境デザイン学科〉の規定は、平成24年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成23年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 科学技術学部人間環境デザイン学科は、改正後の第3条第2項にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第30条第2項の規定については、平成25年度の入学者から適用する。ただし、平成24年度以前の入学者については、改正後の第30条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）〈医療福祉学部・リハビリテーション学科・理学療法学専攻〉〈医療福祉学部・リハビリテーション学科・作業療法学専攻〉〈医療福祉学部・看護学科〉の規定は、平成26年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成25年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1（第26条関係）〈総合政策学部・総合政策学科〉の規定は、平成26年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、学部の教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成25

年度以前の入学者に対しても履修を認めることがある。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第26条関係)

＜医療福祉学部・リハビリテーション学科・理学療法学専攻＞

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	医学英語	1～4通		4	} 2科目から2単位以上 選択履修すること。 ◎ 一般科目から7単位 以上履修すること。
		英語Ⅰ	1通	2		
		英語Ⅱ	2通	2		
		中国語	1通		2	
		韓国語	1通		2	
		健康科学	1前		2	
		スポーツ実技	1前		1	
		情報処理	1前		1	
		情報科学	4後		1	
	人文科学	現代史	1前		2	} 6科目から4単位以上 選択履修すること。
		文化人類学	1前		2	
		心理学	1前		2	
		哲学	1前		2	
		地域文化論	1後		2	
		現代国語表現	1後		2	
		生命倫理学	1後	1		
	社会科学	法学概論	1前		2	} 6科目から4単位以上 選択履修すること。
		政治学	1前		2	
		経済学概論	1前		2	
		コミュニケーション論Ⅰ	1前		2	
		社会学	1後		2	
		憲法	1後		2	
	自然科学	基礎数学	1前		2	} 5科目から2単位以上 選択履修すること。
		数学	1前		2	
		基礎物理学	1前		2	
		基礎化学	1前		2	
		基礎生物学	1前		2	
		地球科学	1前		2	
基礎運動学		1前	2			
統計・解析		1前	2			
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計			9	51	4	22単位以上 履修すること。
専門 基礎 科目	人身心 体の発 達と機 能及び	解剖学演習	1前	1		
		身体運動学演習	1後	1		
		運動制御論	2前	2		
		身体運動学実習	2前	1		
		人間生涯発達学	2前	2		
		解剖学Ⅰ	1前	2		
		解剖学Ⅱ	1後	2		
		生理学Ⅰ	1後	2		
		生理学Ⅱ	2前	2		
生理学実習	2後	1				

疾病と障害の成り立ち	臨床医学総論	1後	2			
	内部障害系病学	2前	2			
	神経障害系病学Ⅰ	2前	2			
	神経障害系病学Ⅱ	2後	1			
	骨関節障害系病学	2前	2			
	精神障害系病学Ⅰ	2前	2			
	発達障害系病学	2後	1			
	老年期病学	2後	1			
	臨床心理学	2前	2			
	リハビリテーション医学	2前	1			
臨床医学情報演習	3前	1				
保健医療福祉とリハビリ	リハビリテーション概論	1後	1			
	保健医療福祉連携論	3前		1		
	リハビリテーション心理	3前		1		
	救命救急学演習	1後	1			
	医療経済論	2後		1		
	栄養学概論	2後		1		
	社会福祉概論	2後		1		
	看護・保健学概論	2後		1		
	公衆衛生学	3前		1		
専門基礎科目の合計			35	7	0	35単位以上履修すること。
専門科目	基礎療理学	理学療法学概論	1前	2		
		理学療法学基礎演習	1後	2		
		理学療法障害論	3前	2		
	理学療法評価学	運動記述演習	1後	1		
		理学療法評価技術演習Ⅰ	1後	2		
		理学療法評価技術演習Ⅱ	2前	2		
		理学療法評価技術演習Ⅲ	2前	1		
		運動動作分析演習	2前	1		
		臨床動作分析演習	2後	1		
	理学療法治療学	理学療法基礎治療学演習	2前	2		
		筋・骨格障害系理学療法演習	2後	1		
		筋・骨格障害系理学療法演習	3前	1		
		筋・骨格障害系理学療法演習	3後	1		
		発達障害系理学療法演習Ⅰ	2後	1		
		発達障害系理学療法演習Ⅱ	3前	1		
		脳・神経障害系理学療法演習	2前	1		
		脳・神経障害系理学療法演習	2後	1		
		脳・神経障害系理学療法演習	3前	1		
		脳・神経障害系理学療法演習	3後	1		
		内部障害系理学療法演習Ⅰ	2後	1		
		内部障害系理学療法演習Ⅱ	3前	1		
		内部障害系理学療法演習Ⅲ	3後	1		
		義肢装具学	2後	2		
		義肢装具学実習	3前	1		
		物理療法学	2後	2		
		物理療法学実習	3前	1		
	日常生活活動演習Ⅰ	3前	1			
	日常生活活動演習Ⅱ	3後	1			

地域療理学	地域理学療法学Ⅰ	3前	3			
	地域理学療法学Ⅱ	3後	1			
臨床実習	臨床実習Ⅰ	2後	2			
	臨床実習Ⅱ	3後	6			
	臨床実習Ⅲ	4前	10			
	臨床実習セミナー	4前	1			
特別科目	セルフディベロプメント基礎演習	1通				1
	初年次セミナー	1通	1			
	基礎セミナーⅠ	1前	1			
	基礎セミナーⅡ	1後	1			
	基礎セミナーⅢ	2前	1			
	基礎セミナーⅣ	2後	1			
	理学療法学総合演習	3前	1			
	夏季集中セミナー	1前		1		
	情報リテラシー演習	1後		1		
	理学療法計測演習	3前		1		
	地域理学療法セミナー	3前		1		
	理学療法ケーススタディー演習	3後		1		
	理学療法研究法演習	3後		1		
	ハンドリング技術演習	4前		1		
	専門職連携セミナー	3通		1		
	理学療法学特論	4通	2			
理学療法学特別演習	4後	1				
専門科目の合計			68	8	1	72単位以上履修すること。
理学療法学専攻の総合計			112	66	5	卒業要件 129単位以上履修すること。

2科目から1単位以上
選択履修すること。

5科目から3単位以上
選択履修すること。

<医療福祉学部・リハビリテーション学科・作業療法学専攻>

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	英語Ⅰ	1通	2		6科目から1単位以上 選択履修すること。
		英語Ⅱ	2通	2		
		中国語	1通		2	
		韓国語	1通		2	
		健康科学	1前		2	
		スポーツ実技	1前		1	
		情報処理	1前		1	
		情報科学	4後		1	
	人文科学	現代史	1前		2	6科目から4単位以上 選択履修すること。
		文化人類学	1前		2	
		心理学	1前		2	
		哲学	1前		2	
		地域文化論	1後		2	
		現代国語表現	1後		2	
		生命倫理学	1後	1		
	社会科学	法学概論	1前		2	6科目から4単位以上 選択履修すること。
		政治学	1前		2	
		経済学概論	1前		2	
		コミュニケーション論Ⅰ	1前		2	
		社会学	1後		2	
		憲法	1後		2	
	自然科学	数学	1前		2	5科目から2単位以上 選択履修すること。
		基礎物理学	1前		2	
		基礎化学	1前		2	
		基礎生物学	1前		2	
		地球科学	1前		2	
		基礎運動学	1前	2		
統計・解析		1前	2			
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2	20単位以上 履修すること。	
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計			9	49	0	
専門基礎科目	人の発達の構造と機能及び心身	解剖学演習	1前	1		
		身体運動学演習	1後	1		
		運動制御論	2前	2		
		身体運動学実習	2前	1		
		人間生涯発達学	2前	2		
		解剖学Ⅰ	1前	2		
		解剖学Ⅱ	1後	2		
		生理学Ⅰ	1後	2		
		生理学Ⅱ	2前	2		
		生理学実習	2後	1		

疾病と障害の成り立ち	臨床医学総論	1後	2			
	内部障害系病学	2前	2			
	神経障害系病学Ⅰ	2前	2			
	神経障害系病学Ⅱ	2後	1			
	骨関節障害系病学	2前	2			
	精神障害系病学Ⅰ	2前	2			
	精神障害系病学Ⅱ	2後	2			
	発達障害系病学	2後	1			
	老年期病学	2後	1			
	臨床心理学	2前	2			
	リハビリテーション医学	2前	1			
	臨床医学情報演習	3前	1			
	保健医療福祉とリハビリの理念	リハビリテーション概論	1後	1		
保健医療福祉連携論		3前		1		
リハビリテーション心理		3前		1		
救命救急学演習		1後	1			
医療経済論		2後		1		
栄養学概論		2後		1		
社会福祉概論		2後		1		
看護・保健学概論		2後		1		
公衆衛生学		3前		1		
専門基礎科目の合計			37	7	0	37単位以上履修すること。
専門科目	療法基礎作業	作業療法概論	1前	2		
		基礎作業療法学	1後	1		
		基礎作業療法学実習Ⅰ	1前	1		
		基礎作業療法学実習Ⅱ	1後	1		
		作業分析学	3前	1		
		作業分析学演習	3後	1		
	作業療法評価学	作業療法評価学	1後	1		
		作業療法評価学演習	1後	1		
		作業療法評価学実習Ⅰ	2前	1		
		作業療法評価学実習Ⅱ	2後	1		
		作業療法評価学実習Ⅲ	2後	1		
	作業治療学	作業療法実践論	2後	1		
		作業療法実践論演習	3前	1		
		身体障害作業療法学	2前	2		
		身体障害作業療法学演習Ⅰ	2後	1		
		身体障害作業療法学演習Ⅱ	3前	1		
		発達障害作業療法学	2前	2		
		発達障害作業療法学演習	3前	1		
		精神障害作業療法学	2後	2		
		精神障害作業療法学演習	3前	1		
		認知障害作業療法学	3前	1		
障害代償学	老年期障害作業療法学	3前	1			
	生活技術学演習	2前	1			
	生活技術学実習	2後	1			
	障害代償学	3前	2			
	障害代償学実習	3前	1			

	作業療法介入技術演習	3前	1			
地域療法 作業学	地域作業療法学Ⅰ	3前	2			
	地域作業療法学Ⅱ	3前	2			
臨床実習	臨床実習Ⅰ	2後	2			
	臨床実習Ⅱ	3後	10			
	臨床実習Ⅲ	4前	10			
特別科目	臨床体験Ⅰ	1前		1		2科目から1単位以上 選択履修すること。
	臨床体験Ⅱ	1後		1		
	作業療法隣接領域論	2前		1		
	作業療法関連法規	3前		1		3科目から1単位以上 選択履修すること。
	作業療法管理学	3前		1		
	作業療法研究法	3後	1			
	作業療法実践特論	4通		2		2科目から2単位以上 選択履修すること。
	作業療法研究特論	4通		2		
	基礎ゼミナールⅠ	1前	1			
	基礎ゼミナールⅡ	1後	1			
	作業療法ゼミナール	2前	1			
	専門職連携セミナー	3通		1		
	作業療法学特別演習	4後	2			
専門科目の合計			64	10	0	68単位以上 履修すること。
作業療法学専攻の総合計			110	66	0	卒業要件 125単位以上 履修すること。

<医療福祉学部・リハビリテーション学科・言語聴覚学専攻>

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	英語Ⅰ	1通	2		◎ 人文科学科目から5単位以上履修すること。 6科目から4単位以上選択履修すること。 3科目から2単位以上選択履修すること。
		英語Ⅱ	2通	2		
		中国語	1通		2	
		韓国語	1通		2	
		健康科学	1前	2		
		スポーツ実技	1前		1	
		情報処理	1前		1	
	人文科学科目	現代史	1前		2	
		文化人類学	1前		2	
		心理学	1前		2	
		哲学	1前		2	
		地域文化論	1後		2	
		現代国語表現	1後	2		
	社会科学科目	生命倫理学	1後	1		
		法学概論	1前		2	
		政治学	1前		2	
		経済学概論	1前		2	
		コミュニケーション論Ⅰ	1前		2	
		社会学	1後		2	
	自然科学科目	憲法	1後		2	
数学		1前		2		
基礎物理学		1前		2		
基礎生物学		1前		2		
通全 科学 目共	統計・解析	1前	2			
	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計			11	40	0	19単位以上履修すること。
専門基礎科目	学基 礎医	解剖・生理学概論Ⅰ	1前	2		
		解剖・生理学概論Ⅱ	1後	2		
		医学総論	1後	2		
	臨床 医学	内科学	2前	1		
		小児科学	1後	1		
		耳鼻咽喉科学	2前	2		
		臨床神経学	2前	2		
		リハビリテーション医学	2前	2		
		精神医学	2後	1		
		形成外科学	2前	1		
	科臨 床 医学 歯	臨床口腔歯科医学	2前	2		
	聴音 覚声 医学 言語	呼吸発声発語系の構造・機能・病態	1後	1		
聴覚系の構造・機能・病態		1後	1			
神経系の構造・機能・病態		1後	1			

心理学	生涯発達心理学 学習・認知心理学 心理測定法 臨床心理学	1前 1後 2後 2後	2 2 2 1			
言語学	言語学	1後	2			
音声学	音声学	1前	2			
音響学	音響学・聴覚心理学	1後	2			
達学 言語発	言語発達学	1前	1			
社 ・会 教育	リハビリテーション概論 医療福祉関係法規	1後 3前	1 1			
専門基礎科目の合計			37	0	0	
専門科目	害言語 学総論	言語聴覚障害学概論 言語聴覚障害学	1前 1後	2 1		
	障 害学	失語症学Ⅰ 失語症学Ⅱ 失語症学演習 高次脳機能障害学Ⅰ 高次脳機能障害学Ⅱ 高次脳機能障害学演習Ⅰ 高次脳機能障害学演習Ⅱ	2前 2後 3前 2後 3前 2後 3前	2 2 2 1 1 1 1		
	障 害学	言語発達障害学Ⅰ 言語発達障害学Ⅱ 言語発達障害学演習	2前 2後 3後	2 2 2		
	害 学	音声障害学 構音障害学Ⅰ 構音障害学Ⅱ 構音障害学演習 吃音学 摂食嚥下障害学 摂食嚥下障害学演習	2後 2前 2後 2後 3前 3前 3後	2 2 2 2 1 2 1		
	聴 覚 障 害 学	聴覚障害学Ⅰ 聴覚障害学Ⅱ 聴覚障害学Ⅲ 聴覚障害学演習 視覚聴覚二重障害	2前 2後 3前 3後 3後	2 2 2 2 1		
	実 習	臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ	3後 4前	4 8		

研究 ゼミ ナール ・卒業	基礎ゼミナールⅠ	1前	1			
	基礎ゼミナールⅡ	2前	1			
	卒業研究Ⅰ	3後	1			
	卒業研究Ⅱ	4後	4			
	総合演習Ⅰ	3後	2			
	総合演習Ⅱ	3後	1			
	言語聴覚学特別講義	4後	2			
専門科目の合計			64	0	0	
選択 必修 科目	運動行動科学	2後		2		選択必修分野11科目の中 から8単位以上選択履修 すること。
	障害者心理学	2前		2		
	子ども家庭福祉論	2後		2		
	生理心理学	2後		2		
	救命救急学	2後		1		
	公衆衛生学	2前		1		
	生活支援工学	2後		2		
	看護・保健概論	2後		1		
	保育概論	2前		1		
	介護概論	3前		2		
	レクリエーション概論	3前		2		
	専門職連携セミナー	3通		1		
選択必修科目の合計			0	19	0	8単位以上履修すること。
言語聴覚学専攻の総合計			112	59	0	卒業要件 128単位以上履修すること。

<医療福祉学部・リハビリテーション学科・視覚機能学専攻>

授業科目の名称			配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	英語Ⅰ	1通	2			} 2科目から2単位以上選択履修すること。
		英語Ⅱ	2通	2			
		中国語	1通		2		
		韓国語	1通		2		
		健康科学	1前		2		
		スポーツ実技	1前		1		
		情報処理	1前	1			
		情報科学	2後		1		
	人文・社会科学科目	現代史	1前		2		} 2科目から1単位以上選択履修すること。 ◎ 一般科目から8単位以上履修すること。
		文化人類学	1前		2		
		心理学	1前		2		
		哲学	1前		2		
		地域文化論	1後		2		
		現代国語表現	1後	2			
		生命倫理学	1後	1			
		教育学	1後		2		
		法学概論	1前		2		
		政治学	1前		2		
		経済学概論	1前		2		
		コミュニケーション論Ⅰ	1前		2		
		社会学	1後		2		
	憲法	1後		2			
	自然科学科目	数学	1前		2		◎ 自然科学科目から8単位以上履修すること。
		基礎物理学	1前	2			
		基礎化学	1前		2		
		基礎生物学	1前		2		
		基礎運動学	1前		2		
		統計・解析	1前	2			
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		◎ 人文・社会科学科目から9単位以上履修すること。	
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2			
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2			
基礎科目の合計				12	46	0	25単位以上履修すること。
専門基礎科目	及人 び体 心 身 の 構 造 と 機 能 の 発 達	解剖・生理学概論Ⅰ	1前	2			
		解剖・生理学概論Ⅱ	1後	2			
		感覚器解剖・生理	2前	2			
		感覚器解剖・生理演習	2前	1			
		人間生涯発達学	2前	2			
	回疾 復病 過と 程障 の害 促進 の成 り立 ち及 び	医学総論	1後	2			
		眼科学入門	1前	1			
		耳鼻科学概論	2前	1			
		臨床神経学	2前	2			
		内科学	2前	1			
		精神医学	2後	1			
		外科・整形外科概論	2前	2			
		小児科学	1後	1			
		救命救急学	3後	1			

基礎と検査機器の基	視覚機能の基	視覚機能概論Ⅰ	2前	2				
		視覚機能概論Ⅱ	2前	2				
		視能検査機器概論	2通	3				
		視能検査機器演習	2後	1				
	リハビリテーションの理念	保健福祉と視能障害の	医療福祉関係法規	3前	1			
			環境衛生学	2前	1			
			公衆衛生学	2前	1			
			保育概論	2後	1			
			リハビリテーション概論	1後	1			
			保健福祉概論	1前	2			
看護・保健概論	2後		1		3科目から2単位以上選択履修すること。			
介護概論	3前		2					
生活支援工学	3後		2					
専門基礎科目の合計				36		5	0	38単位以上履修すること。
専門科目	基礎視能矯正学	視能矯正総論Ⅰ	2前	1				
		視能矯正総論Ⅱ	2前	1				
		視覚生理学Ⅰ	2後	2				
		視覚生理学Ⅱ	3前	1				
		視覚生理学演習	3前	1				
		生理光学Ⅰ	2後	2				
		生理光学Ⅱ	3前	1				
		生理光学演習	3前	1				
	視能検査学	視能検査学Ⅰ	3前	2				
		視能検査演習Ⅰ	3前	1				
		視能検査学Ⅱ	3後	2				
		視能検査演習Ⅱ	3後	1				
		眼科薬理学	2後	1				
		眼科臨床機器学演習	4後	1				
	視能障害学	眼疾病学Ⅰ	2後	2				
		眼疾病学Ⅱ	2後	2				
		神経眼科学	2後	1				
		斜視・弱視	2後	2				
		ロービジョン概論	3後	1				
	ロービジョンケア	4前	1					
	学視能訓練	臨床心理学	2後	1				
		視能訓練学Ⅰ	3前	4				
		視能訓練演習	3前	2				
		視能訓練学Ⅱ	3後	3				
	臨地実習	臨地実習Ⅰ	3後	7				
		臨地実習Ⅱ	4前	7				
	卒業研究	特別セミナー	4後	2				
		専門職連携セミナー	3通		1			
卒業研究		4通	6					
専門科目の合計				61	1	0		
視覚機能学専攻の総合計				109	52	0	卒業要件 124単位以上履修すること。	

<医療福祉学部・看護学科>

授業科目の名称			配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	英語Ⅰ	1通	2			選択科目5科目から2単位以上履修すること。
		英語Ⅱ	2通		2		
		中国語	1通		2		
		韓国語	1通		2		
		健康科学	1前	2			
		スポーツ実技	1前		1	*	
		情報処理	1前	1			
		情報科学	1後		1	*	
	人文科学	現代史	1前		2		5科目から2単位以上履修すること。
		文化人類学	1前		2		
		心理学	1後		2		
		哲学	1前		2		
		地域文化論	1後		2		
		現代国語表現	1後	2			
		生命倫理学	1後	1			
	社会科学	教育学	1後		2		7科目から4単位以上履修すること。
		法学概論	1前		2		
		政治学	1前		2		
		経済学概論	1前		2		
		コミュニケーション論Ⅰ	1前		2		
		社会学	1後		2		
		憲法	1後		2	*	
	自然科学	数学	1前		2		7科目から4単位以上履修すること。
		基礎物理学	1前		2		
基礎化学		1前		2			
基礎生物学		1前		2			
地球科学		1前		2			
基礎運動学		1前		2			
統計解析学		1前		2			
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		※「*」は保健師課程を選択する者で養護教諭2種の資格取得を希望する者は履修すること。	
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2			
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2			
基礎科目の合計				8	52	0	20単位以上履修すること。
専門基礎科目	成り立ちの構造と回復の促進 の 及 び 疾 病 の	解剖生理学Ⅰ	1前	2			
		解剖生理学Ⅱ	1後	2			
		生化学	1後	2			
		栄養学	1後	2			
		病原微生物学	2前	2			
		病態治療学Ⅰ	2前	2			
		病態治療学Ⅱ	2前	2			
		病態治療学Ⅲ	2後	2			
		病態治療学Ⅳ	2後	2			
		薬理学	2前	2			
	救急医療論	3前	1				
	健康支援と	臨床心理学	2前	2			
		関係法規	3前	2			
		公衆衛生学	2後	2			
社会保障・福祉論		2後	2				

	社会 保 障 制 度	健康行動学 医療経済論 医学外国語 カウンセリング 家族社会学	2後 2後 2前 2後 2後		1 1 1 2 2				
	疫 学 と 統 計	疫学 保健統計学	3前 3前		2 2				保健師課程を 選択する者は履修すること。
専門基礎分野の合計					35	5	0		35単位以上履修すること。
専 門 科 目	基 礎 看 護 学	看護学概論Ⅰ	1前		2				
		看護学概論Ⅱ	4後		1				
		看護技術論Ⅰ	1前		3				
		看護技術論Ⅱ	1後		3				
		看護技術論Ⅲ	2前		1				
		基礎看護実習Ⅰ	2前		1				
		基礎看護実習Ⅱ	2後		2				
	成 人 看 護 学	成人看護学概論	1後		1				
		成人看護方法論Ⅰ	2前		1				
		成人看護方法論Ⅱ	2前		1				
		成人看護方法論Ⅲ	2前		1				
		成人看護方法論Ⅳ	2前		1				
		成人看護方法論Ⅴ	2後		1				
		成人看護実習Ⅰ	3後～4前		3				
	成人看護実習Ⅱ	3後～4前		3					
	老 年 看 護 学	老年看護学概論	1後		1				
		老年看護方法論Ⅰ	2前		2				
		老年看護方法論Ⅱ	2後		1				
		老年看護実習Ⅰ	3後～4前		3				
		老年看護実習Ⅱ	3後～4前		1				
小 児 看 護 学	小児看護学概論	2前		1					
	小児看護方法論Ⅰ	2後		2					
	小児看護方法論Ⅱ	3前		1					
	小児看護実習Ⅰ	3後～4前		1					
	小児看護実習Ⅱ	3後～4前		1					
母 性 看 護 学	母性看護学概論	2前		1					
	母性看護方法論Ⅰ	2後		2					
	母性看護方法論Ⅱ	3前		1					
	母性看護実習	3後～4前		2					
精 神 看 護 学	精神看護学概論	1後		1					
	精神看護方法論Ⅰ	2後		2					
	精神看護方法論Ⅱ	3前		1					
	精神看護実習	3後～4前		2					
専門分野の合計					51	0	0		51単位以上履修すること。
統 合 科 目	在 宅 看 護 論	在宅看護学概論	2後		1				
		在宅看護方法論Ⅰ	3前		2				
		在宅看護方法論Ⅱ	3前		1				
	公	公衆衛生看護学概論	3後～4前		2				

衆衛生看護学	公衆衛生看護方法論Ⅰ	3前		4	保健師課程を選択する者は履修すること。	
	公衆衛生看護方法論Ⅱ	3前		4		
	公衆衛生看護方法論Ⅲ	3前		2		
	公衆衛生看護管理論	3前		1		
	保健医療福祉行政論	3前		1		
	公衆衛生看護実習Ⅰ	3後～4前		1		
	公衆衛生看護実習Ⅱ	3後～4前		3		
	公衆衛生看護実習Ⅲ	3後～4前		1		
看護の統合	看護管理学Ⅰ	3前	2			
	看護管理学Ⅱ	4後	2			
	専門職連携セミナー	3・4通		1		
	チーム医療論	3前	1			
	統合看護実習	4通	2			
	看護研究論	3前	1			
	卒業研究	4通	2			
統合科目の合計			18	18	0	18単位以上履修すること。
看護学科の総合計			112	75	0	卒業要件 124単位以上履修すること。

<医療福祉学部・保健福祉学科・保健福祉専攻>

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	現代史	1前	2		
		文化人類学	1前	2		
		地域文化論	1後	2		
		現代国語表現	1前	2		
		心理学概論	1前	2		
		哲学	1前	2		
		教育学	1後	2		
		生命倫理学	1後	2		
		コミュニケーション論	1前	2		
		経済学概論	1前	2		
		政治学	1前	2		
		憲法	1後	2		
		法学概論	1前	2		
		社会学概論	1前	2		
		統計・解析	1後	2		
		環境科学	1前	2		
		基礎生物学	1前	2		
		総合福祉	1前	2		
		ボランティア論	1後	2		
		情報処理	1前	2		
		英語Ⅰ	1通	2		
		英語Ⅱ	2通	2		
		中国語	1通	2		
韓国語	1通	2				
海外研修	1通	2				
健康科学	1前	2				
健康スポーツ実習	1前	1				
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計			9	50	0	29単位以上履修すること。
専門科目	福祉士養成共通科目	人体の構造と機能及び疾病	1前	2		
		心理学	1後	2		
		社会学	1後	2		
		現代社会と福祉	1前	2		
		社会福祉の政策	1後	2		
		障害者福祉論	2前	2		
		社会保障論Ⅰ	2前	2		
		社会保障論Ⅱ	2後	2		
		保健医療サービス論	2後	2		
		福祉行財政と福祉計画	3前	2		
		地域福祉論	3前	2		
		地域福祉方法論	3後	2		
		公的扶助論	3後	2		
		権利擁護と成年後見	4後	2		

社会福祉士養成専門科目	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1前		2	
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1後		2	
	ソーシャルワーク論Ⅰ	2前		2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ	2後		2	
	ソーシャルワーク論Ⅲ	3前		2	
	ソーシャルワーク論Ⅳ	3後		2	
	高齢者福祉論	2前		2	
	高齢者総合支援論	2後		2	
	子ども家庭福祉論	2後		2	
	就労支援サービス論	3前		1	
	社会福祉調査論	3後		2	
	福祉経営論	4後		2	
	司法福祉論	4後		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2前		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2後		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3前		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3後		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	4後		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	3前		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3後		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	4後		1	
ソーシャルワーク実習	4前		4		
精神保健福祉士養成専門科目	精神医学Ⅰ	1前		2	
	精神医学Ⅱ	1後		2	
	精神保健学Ⅰ	2前		2	
	精神保健学Ⅱ	2後		2	
	精神科ソーシャルワーク論	1後		2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	2前		2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	2後		2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ	3前		2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ	3後		2	
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ	2前		2	
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ	2後		2	
	精神障害者の生活支援システム	3後		2	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	3通		1	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	4通		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3前		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	3後		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4通		1	
	精神保健福祉援助実習A	4通		4	
精神保健福祉援助実習B	4通		5		
臨床福祉系科目	生活支援工学	2後		2	
	障害者支援論	2後		2	
	医療倫理学	2後		2	
	子ども家庭支援論	3前		2	
	リハビリテーション論	3前		2	
	医療福祉論	3前		2	
	スクールソーシャルワーク論	3前		2	
医療福祉マネジメント論	3後		2		

	ケアの原理と方法	3後		1		
	ケアマネジメント論	3後		2		
	医療政策論	3後		2		
心理学系科目	生涯発達心理学	1後		2		
	教育心理学	2前		2		
	学習心理学	2前		2		
	人格心理学	2前		2		
	健康心理学	2前		2		
	心理学研究法	2前		2		
	認知心理学	2後		2		
	生理心理学	2後		2		
	障害者心理学	2後		2		
	社会心理学	2後		2		
	心理学基礎実験Ⅰ	3前		2		
	神経心理学	3前		2		
	臨床心理学	3前		2		
	心理検査法	3後		2		
	心理学基礎実験Ⅱ	3後		2		
	カウンセリング	3後		2		
	福祉心理学	3後		2		
	健康スポーツ系科目	健康運動科学	2前		2	
		健康運動栄養学	2後		2	
健康運動処方論		2前		2		
運動行動科学		2後		2		
運動障害と予防		1後		2		
エアロビック運動論		1後		2		
エアロビックダンス		1後		1		
水泳・水中運動		2前		1		
ジョギング・ウォーキング		2前		1		
ストレッチング・トレーニング		2後		1		
体力測定評価		2後		1		
救命救急学		2後		1		
アダプテッド・スポーツ論		1前		2		
アダプテッド・スポーツ基礎実習		1前		1		
アダプテッド・スポーツ科学		2前		2		
アダプテッド・スポーツ応用実習		2後		1		
レクリエーション理論		1後		2		
レクリエーション実技Ⅰ		2前		1		
レクリエーション実技Ⅱ		2後		1		
レクリエーション現場実習		2通		1		
夏季野外活動実習		1前		1		
冬季野外活動実習		1後		1		
介護予防論		3前		2		
介護予防実習	3後		1			
共通科目	基礎演習Ⅰ	1通	1			
	基礎演習Ⅱ	2通	1			
	保健福祉セミナーⅠ	3前	2			
	保健福祉セミナーⅡ	3後	2			
	生きがい情報総論	2前		2		

企業福祉論	3前		2	
保健福祉特別講義Ⅰ	4後		2	
保健福祉特別講義Ⅱ	4後		2	
専門研究Ⅰ	4後		2	
専門研究Ⅱ	4後		2	
専門研究Ⅲ	4後		2	
地域連携演習	3後		2	
専門職連携セミナー	3・4通		1	
卒業研究	4通	4		
専門科目の合計		10	208	95単位以上履修すること。
保健福祉専攻の総合計		19	258	卒業要件 124単位以上履修すること。

<医療福祉学部・保健福祉学科・生活福祉専攻>

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	現代史	1前		2	
		文化人類学	1前		2	*
		地域文化論	1後		2	*
		現代国語表現	1前	2		
		心理学概論	1前		2	
		哲学	1前		2	
		教育学	1後		2	*
		生命倫理学	1後		2	*
		コミュニケーション論	1前		2	*
		経済学概論	1前		2	*
		政治学	1前		2	*
		憲法	1後		2	*
		法学概論	1前		2	
		社会学概論	1前		2	*
		統計・解析	1後		2	*
		環境科学	1前		2	
		基礎生物学	1前		2	*
		総合福祉	1前	2		
		ボランティア論	1後		2	
		情報処理	1前	2		
		英語Ⅰ	1通	2		
		英語Ⅱ	2通		2	
		中国語	1通		2	
		韓国語	1通		2	
		海外研修	1通		2	
		健康科学	1前		2	
健康スポーツ実習	1前	1				
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2	※「*」の科目から8単位 以上選択すること。	
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計			9	50		0
専門科目	社会福祉士養成科目	人体の構造と機能及び疾病	1前		2	
		心理学	1後		2	
		社会学	1後		2	
		相談援助の基盤と専門職Ⅰ	1前		2	
		相談援助の基盤と専門職Ⅱ	1後		2	
		ソーシャルワーク論Ⅰ	2前	2		
		ソーシャルワーク論Ⅱ	2後		2	
		ソーシャルワーク論Ⅲ	3前		2	
		ソーシャルワーク論Ⅳ	3後		2	
		高齢者福祉論	2前	2		
		高齢者総合支援論	2後	2		
		障害者福祉論	2前	2		
		子ども家庭福祉論	2後		2	
		社会保障論Ⅰ	2前	2		

	社会保障論Ⅱ	2後		2	
	福祉行財政と福祉計画	3前		2	
	現代社会と福祉	1前	2		
	社会福祉の政策	1後		2	
	地域福祉論	3前		2	
	地域福祉方法論	3後		2	
	保健医療サービス論	2後		2	
	社会福祉調査論	3後		2	
	福祉経営論	4後		2	
	公的扶助論	3後		2	
	就労支援サービス論	3前		1	
	権利擁護と成年後見	4後	2		
	司法福祉論	4後		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2前	1		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2後		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3前		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3後		1	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	4後		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	3前		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3後		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	4後		1	
	ソーシャルワーク実習	4前		4	
介護福祉士養成科目	発達と老化の理解Ⅰ	2前	2		
	発達と老化の理解Ⅱ	3前	2		
	こころとからだのしくみⅠ	1後	2		
	こころとからだのしくみⅡ	2前	2		
	こころとからだのしくみⅢ	2後	2		
	障害の理解	1後	2		
	認知症の理解Ⅰ	2前	2		
	認知症の理解Ⅱ	3後	2		
	介護の基本Ⅰ	1前	2		
	介護の基本Ⅱ	1後	2		
	介護の基本Ⅲ	2前	2		
	介護の基本Ⅳ	3前	2		
	介護の基本Ⅴ	3後	2		
	コミュニケーション技術	3後	1		
	生活支援技術Ⅰ	1前	2		
	生活支援技術Ⅱ	1後	2		
	生活支援技術Ⅲ	2前	2		
	生活支援技術Ⅳ	2後	2		
	生活支援技術Ⅴ	3後	2		
	介護過程Ⅰ	1後	2		
	介護過程Ⅱ	2前	1		
	介護過程Ⅲ	2後	1		
	介護過程Ⅳ	3前	1		
	介護過程Ⅴ	3後	1		
	介護実習Ⅰ	1後	2		
	介護実習Ⅱ	2後	4		
介護実習Ⅲ	3前	4			

	介護総合演習Ⅰ	1後	1		
	介護総合演習Ⅱ	2前	1		
	介護総合演習Ⅲ	2後	1		
	介護総合演習Ⅳ	3前	1		
	医療ケア論Ⅰ	4前	2		
	医療ケア論Ⅱ	4前	2		
	医療ケア論Ⅲ	4前	2		
	医療ケア演習Ⅰ	4前	1		
	医療ケア演習Ⅱ	4前	1		
共通科目	基礎演習Ⅰ	1通	1		
	基礎演習Ⅱ	2通	1		
	保健福祉セミナーⅠ	3前	2		
	保健福祉セミナーⅡ	3後	2		
	生きがい情報総論	2前		2	
	企業福祉論	3前		2	
	保健福祉特別講義Ⅰ	4後		2	
	保健福祉特別講義Ⅱ	4後		2	
	専門研究Ⅰ	4後		2	
	専門研究Ⅱ	4後		2	
	専門研究Ⅲ	4後		2	
	地域連携演習	3後		2	
	専門職連携セミナー	3・4通		1	
	卒業研究	4通		4	
	専門科目の合計			96	60
生活福祉専攻の総合計			105	110	0
					103単位以上履修すること。
					卒業要件 132単位以上履修すること。

<総合政策学部・総合政策学科>

授業科目の名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	一般科目	哲学	1前		2	20科目から6単位以上選択履修すること。
		現代史	1前		2	
		世界の経済	1前		2	
		芸術論	1前		2	
		文化人類学	1前		2	
		文学	1前		2	
		文章表現法	1前		2	
		宗教学	1前		2	
		心理学	1前		2	
		教育学	1前		2	
		倫理学	1前		2	
		コンピューターリテラシー	1前		2	
		健康科学	1前		2	
		現代思想	1後		2	
		地球科学	1後		2	
		医学総論	1後		2	
		コミュニケーション論	1後		2	
		日本の経済	1後		2	
		東北の経済	1後		2	
		スポーツ実技	1後		1	
外国語	英語Ⅰ	1前	2		(必修4単位)	
	英語Ⅱ	1後	2			
	英語Ⅲ(コミュニケーション)	2前		1		
	英語Ⅲ(ビジネス)	2前		1		
	英語Ⅲ(カルチャー)	2前		1		
	英語Ⅳ(コミュニケーション)	2後		1		
	英語Ⅳ(ビジネス)	2後		1		
	英語Ⅳ(カルチャー)	2後		1		
	上級英語Ⅰ	3前		1		
	上級英語Ⅱ	3後		1		
	中国語Ⅰ	1前		2		
	中国語Ⅱ	1後		2		
	中国語Ⅲ	2前		2		
	中国語Ⅳ	2後		2		
	韓国語Ⅰ	1前		2		
	韓国語Ⅱ	1後		2		
	韓国語Ⅲ	2前		2		
	韓国語Ⅳ	2後		2		
	ドイツ語Ⅰ	1前		2		
	ドイツ語Ⅱ	1後		2		
フランス語Ⅰ	1前		2			
フランス語Ⅱ	1後		2			
海外研修	1・2・3・4通		2			
特別講座	特別講座Ⅰ	1前		2		
	特別講座Ⅱ	1前		2		
	特別講座Ⅲ	1後		2		
	特別講座Ⅳ	1後		2		
	特別講座Ⅴ	2前		2		
	特別講座Ⅵ	2前		2		
	特別講座Ⅶ	2後		2		

		特別講座Ⅷ	2後		2		
	キャリア形成	キャリア入門	1通	2		(必修4単位)	
		キャリアデザイン	2通	2			
		キャリア戦略Ⅰ	3前		2		
		キャリア戦略Ⅱ	3後		2		
		企業等インターンシップ	3前		2		
通全科学目共		TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
		TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
		TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計				8	101	0	24単位以上履修すること。
専門基礎科目	基幹科目	総合政策	1通	2		(必修14単位)	
		基礎ゼミナールⅠ	1通	2			
		基礎ゼミナールⅡ	2通	2			
		法学概論	1前	2			
		経済学概論	1前	2			
		政治学概論	2前	2			
		経営学概論	2前	2			
	社会科学	社会学概論	1前		2		
		情報と社会	1前		2		
		憲法	1後		2		
		ミクロ経済学	1後		2		
		国際関係論	1後		2		
		民法	2前		2		
		刑法	2前		2		
		マクロ経済学	2前		2		
		現代国際政治論	2前		2		
		社会保障概論	2前		2		
	社会分析法	簿記Ⅰ	1前		4		
		財務会計	1後		4		
		政策基礎数理Ⅰ	1後		2		
簿記Ⅱ		2前		2			
政策基礎数理Ⅱ		2前		2			
統計学		2前		2			
専門基礎科目の合計				14	40	0	32単位以上履修すること。
専門科目	法律・政治	契約法	2後		2	16科目から2単位以上選択履修すること。	
		政治過程論	2後		2		
		国際政治経済学	2後		2		
		政治思想史	2後		2		
		物権法	3前		2		
		会社法	3前		2		
		行政法総論	3前		2		
		行政学	3前		2		
		非営利組織論	3前		2		
		家族法	3後		2		
		労働法	3後		2		
		不動産法	3後		2		
		行政救済法	3後		2		
		知的財産権法	3後		2		
		国際協力論	3後		2		

	地域行政論	4前		2	18科目から2単位以上選択履修すること。	
経済・経営	財政学	2後		2		
	金融論	2後		2		
	経営戦略	2後		2		
	マーケティング論	2後		2		
	国際経営	2後		2		
	管理会計	2後		2		
	データ解析	2後		2		
	公共経済学	3前		2		
	財政政策論	3前		2		
	金融政策論	3前		2		
	国際貿易論	3前		2		
	経営組織論	3前		2		
	政策評価論	3後		2		
	地方財政論	3後		2		
	国際金融論	3後		2		
	医療福祉経済論	3後		2		
	ベンチャービジネス論	3後		2		
企業IT戦略論	4前		2			
文化・地域	資源環境論	2後		2	15科目から2単位以上選択履修すること。	
	グリーンツーリズム論	2後		2		
	文化政策論	3前		2		
	EU研究	3前		2		
	アジア研究	3前		2		
	中国研究	3前		2		
	韓国研究	3前		2		
	創造都市論	3後		2		
	地域政策	3後		2		
	多文化共生論	3後		2		
	環境と農業	3後		2		
	東北文化論	3後		2		
	民芸論	3後		2		
	アメリカ研究	3後		2		
	アグリビジネス論	4前		2		
研究	ゼミナールⅠ	3通	4		(必修8単位)	
	ゼミナールⅡ	4通	4			
専門科目の合計			8	98	0	48単位以上履修すること。
総合政策学科の総合計			30	239	0	卒業要件 124単位以上履修すること。

<科学技術学部・知能情報システム学科>

授業科目の名称			配当年次	単位数			備考
				必修	選択	自由	
基礎科目	医療健康科学	医学総論	1前		2		6科目から6単位以上選択履修すること。
		心理学概論	1前		2		
		人体の構造と機能	1後		2		
		スポーツ実技	1後		1		
		健康科学概論	2前		2		
		公衆衛生学	2前		1		
人文社会科学		情報倫理	1前	2			5科目から4単位以上選択履修すること。
		経済学	1前		2		
		社会学	1前後		2		
		哲学	1後		2		
		知財学概論	2後		2		
		環境倫理	4後		2		
自然科学		基礎物理学	1前		2		5科目から6単位以上選択履修すること。
		基礎数学Ⅰ	1前後		2		
		基礎数学Ⅱ	1後		2		
		基礎化学	2前		2		
		基礎生物学	2後		2		
語学		英語Ⅰ	1前	2			6科目から4単位以上選択履修すること。
		英語Ⅱ	1後	2			
		英語Ⅲ	2前		2		
		中国語Ⅰ	1前		2		
		中国語Ⅱ	1後		2		
		韓国語Ⅰ	1前		2		
		韓国語Ⅱ	1後		2		
		語学研修	1・2・3・4通		2		
通全 科学 目共		TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
		TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
		TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計				6	48	0	30単位以上履修すること。
専門基礎科目		プログラミング入門	1前	2			
		情報アプリケーション	1前		2		
		確率統計学	1前		2		
		線形代数学	1前		2		
		数理学Ⅰ	1前		2		
		基礎セミナー	1前	1			
		電気回路	1前		2		
		数理学Ⅱ	1後		2		
		離散数学	1後		2		
		微分積分学	1後		2		
		物理学	1後		2		
		プログラミング方法論Ⅰ	1後	2			
		プログラミング基礎演習Ⅰ	1後	2			
		電子回路	1後		2		
		電磁気学	2前		2		
		プログラミング方法論Ⅱ	2前		2		
		プログラミング基礎演習Ⅱ	2前		2		
データ構造とアルゴリズム	2前	2					
コンピュータシステム	2前		2				

	応用数学	2前		2		
	知能情報システム演習	2前		2		
	コンピュータグラフィックス	2後		2		
	データベース論	2後		2		
	ソフトウェア開発演習	2後		2		
	コンピュータアーキテクチャ	2後		2		
	オペレーティングシステム	3前		2		
	ソフトウェア工学	3後		2		
	専門基礎科目の合計		9	44	0	42単位以上履修すること。
専門科目	情報ネットワーク	コンピュータネットワーク	2前		2	*
		情報セキュリティ	2後		2	
		オブジェクト指向プログラミング	2後		2	
		モバイル通信	2後		2	
		オブジェクト指向開発	3前		2	
		Webシステム	3前		2	
		分散システム	3後		2	
	マルチメディア	情報デザイン	2前		2	*
		人工知能	2前		2	
		マルチメディア工学	2後		2	
		情報信号処理	3前		2	
		ニューラルネットワーク	3前		2	
	ロボティクス	ロボット工学基礎	2前		2	*
		コンピュータインタフェース	2前		2	
		機械CAD	2後		2	
		ロボット工学	3前		2	
		組み込みソフトウェア	3前		2	
		シミュレーション工学	3後		2	
		カーエレクトロニクス	3後		2	
	医療福祉	医用工学	2前		2	*
神経生理学		2後		2		
バイオメカニクス		2後		2		
医療情報システム		2後		2		
生体計測システム		3前		2		
医療機器と福祉機器		3後		2		
	専門科目の合計		0	52	0	※ *印の4科目から2単位以上選択履修すること。 26単位以上履修すること。

研修科目	実験・演習	知能情報システム実験	2後		2	} 2科目から2単位以上 選択履修すること。	
		ネットワークシステム演習	2後		2		
		情報デザイン演習	2後		2		
		組込みシステム実験	3前		2		
		オブジェクト指向開発演習	3前		2		
		コンピュータ制御システム演習	3前		2		
	キャリア形成	知能情報システム特別講義	1後		1		
		カーエレクトロニクス特別講義	1後		1		
		キャリアデザイン	1後	2			
		キャリアアップⅠ	2前		2		
キャリアアップⅡ		2後		2			
キャリアサポート		3前	2				
インターンシップⅠ		1・2・3・4通		1			
インターンシップⅡ		1・2・3・4通		1			
卒業	卒業研究入門	3後		1			
	卒業研究Ⅰ	4前		4			
	卒業研究Ⅱ	4後		4			
研修科目の合計				13	22	0	26単位以上 履修すること。
知能情報システム学科の総合計				28	166	0	卒業要件 124単位以上 履修すること。

<科学技術学部・建築環境学科>

授業科目名称		配当年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
基礎科目	医療健康科学	医学総論	1前	2		6科目から3単位以上 選択履修すること。
		心理学概論	1前	2		
		人体の構造と機能	1後	2		
		スポーツ実技	1後	1		
		健康科学概論	2前	2		
		公衆衛生学	2前	1		
	人文社会科学	情報倫理	1前		2	6科目から4単位以上 選択履修すること。
		経済学	1前		2	
		社会学	1前		2	
		哲学	1後		2	
		知財学概論	2後		2	
		環境倫理	3後		2	
	自然科学	基礎物理学	1前		2	5科目から4単位以上 選択履修すること。
		基礎数学Ⅰ	2前		2	
		基礎数学Ⅱ	2後		2	
		基礎化学	1前後		2	
		基礎生物学	1後		2	
	語学	英語Ⅰ	1前		2	8科目から4単位以上 選択履修すること。
		英語Ⅱ	1後		2	
		英語Ⅲ	2前		2	
中国語Ⅰ		1前		2		
中国語Ⅱ		1後		2		
韓国語Ⅰ		1前		2		
韓国語Ⅱ		1後		2		
語学研修		1・2・3・4通		2		
通全 科学 目共	TBGUプロジェクトⅠ(輝けるもの)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅡ(地域活動・ボランティア)	1・2・3・4通		2		
	TBGUプロジェクトⅢ(人間形成)	1・2・3・4通		2		
基礎科目の合計			0	54	0	17単位以上 履修すること。
専門基礎科目	導入	住まいと暮らし	1前	2		
		住まいと環境技術	1前	2		
		環境数理基礎A	1前	2		
		環境数理基礎B	1前	2		
		建築構法基礎	1後	2		
		建築法規基礎	1後	2		
		環境工学基礎	1後	2		
		構造力学基礎	1後	2		
		専門基礎	インテリア計画	2前	2	
	建築材料構法		2前	2		
	建築環境工学		2前	2		
	建築法規		2前	2		
	構造力学Ⅰ		2前	2		
	建築都市歴史		2後	2		
	インテリア環境学		2後	2		
	建築計画		2後	2		
	建築材料・構造演習		2後	2		
	冷暖房設備システム		2後	2		
	水環境設備システム	2後	2			

	基礎技術	表現技法A 情報リテラシー 表現技法B 立体と空間表現 建築CAD 住宅設計・CAD/CG	1前 1前 1後 1後 2前 2後	2 2 2 2 2 2			
専門基礎科目の合計				50	0	0	50単位以上履修すること。
専門科目	環境マインド	自然環境と人間 社会システムと住環境 人の感覚・生理と環境 環境技術と社会 環境技術と建設産業 環境とキャリア形成 地域環境とまちづくり	1前 1後 2前 2後 3前 3後 4前	2 2 2 2 2 2		2	
	環境設備エンジニア	環境と設備システム 水環境・リサイクル設備 空調・省エネルギー設備 電気・防災設備 設備システム製図 環境設備システム演習 設備システムデザイン 設備施工・マネジメント	3前 3前 3前 3後 3後 3後 4前 4前		2 2 2 2 2 2 2 2		○ ○ ○ ○ ○ ※環境設備エンジニアコースの選択者は「○」の科目を選択すること。
	住環境プランナー	住環境とインテリア計画 建築環境設計 構造力学Ⅱ 建築設計Ⅰ 建築施工・マネジメント リフォーム計画演習 都市居住と福祉計画 建築設計Ⅱ	3前 3前 3前 3後 3後 3後 4前 4前		2 2 2 2 2 2 2 2		● ● ● ● ● ※住環境プランナーコースの選択者は「●」の科目を選択すること。
専門科目の合計				12	34	0	22単位以上履修すること。

研修科目	基礎研修	基礎セミナーⅠ	1前	2				
		基礎セミナーⅡ	1後	2				
		基礎セミナーⅢ	2前	2				
		基礎セミナーⅣ	2後	2				
	キャリア形成	特定実習A	1・2・3・4通		1			
		特定実習B	1・2・3・4通		1			
		特定実習C	1・2・3・4通		1			
		特定実習D	1・2・3・4通		1			
		キャリアデザイン キャリアサポート	2後 3前		2 2			
	配属研修	卒研セミナーⅠ	3前	2				
		卒研セミナーⅡ	3後	2				
		卒業研修Ⅰ	4前	4				
		卒業研修Ⅱ	4後	4				
研修科目の合計				20	8	0	20単位以上履修すること。	
建築環境学科の総合計				82	96	0	卒業要件 125単位以上履修すること。	

別表第2（第48条～第50条関係）

入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費

（単位 円）

区 分	医療福祉学部			総合政策学部	科学技術学部	
	リハビリテーション学科	看護学科	保健福祉学科	総合政策学科	知能情報システム学科	建築環境学科
入学検定料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
入 学 金	300,000	300,000	200,000	200,000	300,000	300,000
授 業 料	1,000,000	1,000,000	800,000	800,000	800,000	800,000
施設設備費	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000
実験実習費	300,000	300,000	200,000	100,000	300,000	300,000

備考 本学に4年を超えて在学する学生の授業料等については別途定める。

別表第3（第48条～第50条関係）

入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費

（単位 円）

区 分		医療福祉学部			総合政策学部	科学技術学部
		リハビリテーション学科	看護学科	保健福祉学科		
科目等履修生	入学検定料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	入 学 金	50,000	50,000	20,000	20,000	50,000
	授 業 料 (1 単 位)	25,000	25,000	20,000	20,000	25,000
研 究 生	入学検定料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	入 学 金	50,000	50,000	20,000	20,000	50,000
	授 業 料 (月 額)	25,000	25,000	20,000	20,000	25,000
受 託 生	入学検定料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	入 学 金	50,000	50,000	20,000	20,000	50,000
	授 業 料 (月 額)	25,000	25,000	20,000	20,000	25,000
聴 講 生	入学検定料	0	0	0	0	0
	入 学 金	0	0	0	0	0
	授 業 料 (1 単 位)	25,000	25,000	20,000	20,000	25,000

備考 実験実習費は、必要に応じて徴収することがある。